

成年年齢引き下げ

何が 変わるの ?



消費生活相談員(菊陽町・大津町)
田中愛美さん

消費生活相談員とは

各自治体に設置している消費生活センターや消費生活相談窓口で相談を受け付ける専門員。中立・公正な立場で、商品やサービスなど消費生活全般の問い合わせやトラブルの解決に努めています。

18歳から成人になることで期待される若者の自立と社会参加。できることが増える一方、消費者トラブルの増加が心配されています。成年年齢引き下げによる注意点について、消費生活相談員の田中愛美さんに話を聞きました。

成人になると保護者の同意なしでさまざまな契約ができる、4月からは18・19歳の人も自分の意思で契約できるようになります。一方、責任を負うのも自分自身。未成年が保護者の同意なく行った契約は取り消すことが法律によって認められています。しかし、新たに成人となる18・19歳の人は未成年者取消権が適用されません。契約時には契約書をしっかり読み、家族や先生に相談するなどして自分の身を守るようにしてください。

可能性が広がる一方、責任も

若者から受ける相談は、ネット通販やSNSの広告、美容に関する契約での詐欺に関するものが多いです。さまざまなものであふれている現在、契約は欠かせないものになっています。何か問題が起きたときに一人で抱え込まず、まずは相談してください。周りの人は、悩んだり困ったりしている若者が相談しやすい環境を作つてもらえるとありがたいですね。

相談しやすい環境を作つてほしい

Q1

18歳になったら
携帯電話を
保護者の同意なく
契約できる



O X クイズ

できること、
できないことを
一緒に考えよう!



Q2

20歳ではなく
18歳から
国民年金の
支払いが始まる



Q3

18歳から
飲酒や喫煙、
ギャンブルを
することができる



Q4

これまで通り
女性は
16歳になったら
結婚できる



4月から成年年齢引き下げ

私たち、成人になります!

council Kikuchi area public
relations liaison
菊池地域
合同特集



長く議論されてきた 成年年齢引き下げ

検討の始まりは平成19年
制定の「日本国憲法の改正
手続に関する法律（国民投票法）」。少子高齢化が続く
中、あらゆる分野で若者も
活躍できるよう、18歳から
選挙権や成人としての権利
を認め、大人の意識と自覚
を持ってもらおうと公職選
挙法や民法の見直しが進め
られてきました。

世界的にも18歳を成人と
する国が多く、平成元年に
する國が多く、平成元年に

国連で採択された子どもの
権利条約でも18歳未満を
「児童（子ども）」と定義。
成年年齢を18歳に引き下げ
ことで、若者の自立と社会
参加が進むことが期待され
ています。

【写真】「菊陽杉並木公園さん
さん」の階段を登る新成人に
なる皆さん。左から梅島葵さ
ん(菊陽町)、平田一斗さん(菊
池市)、佐藤さくらさん(大津
町)、吉田将長さん(合志市)。
4月からは新成人として大人
の仲間入りを果たします

民法改正により18歳に引き下げる成年年齢。
どうして成年年齢を引き下げるのでしょうか。
何が変わつて、何が変わらないのでしょうか。
新しく成人になる皆さんと共に紹介します。